

実務対応

プロジェクト **取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱い**

項目 **報酬費用を計上する際の貸方項目**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、審議事項(3)-2において提案している取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合（以下、「取締役の報酬等としての株式の無償発行」という）の会計処理について、報酬費用を計上する際の貸方項目に関して聞かれた意見に対する、事務局の分析をお示しすることを目的としている。

II. 事前交付型(株式の発行)に関する論点**(払込資本の表示科目)****前回の事務局提案**

2. 第 128 回実務対応専門委員会（2020 年 5 月 12 日開催）及び第 433 回企業会計基準委員会（2020 年 5 月 14 日開催）、第 434 回企業会計基準委員会（2020 年 5 月 28 日開催）において、事前交付型(株式の発行)の会計処理として以下の提案を行っている。
 - (1) 企業が取締役から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、勤務期間の各期に払込資本として計上する。払込資本の表示科目は資本金又は資本準備金とする。
 - (2) 報酬費用の測定については、ストック・オプションと同様とする。ただし、見積の変更によって費用の戻入が生じた場合、払込資本を減少させることになるが、債権者保護手続との関係で、資本金又は資本準備金を減少することが適切であるかが論点になる可能性がある。仮に資本金又は資本準備金の減少ではなく、その他資本剰余金の減少とした場合の会計処理の例を示している。

第 434 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

3. 払込資本として資本金や資本準備金を計上していき、取り崩す場合にはその他資本剰余金とすることが想定されているが、当初からその他資本剰余金を計上することがあり得るとすれば、取崩と合わせてその他資本剰余金で計上していくという方が

よいのではないか。

聞かれた意見から識別される論点

4. 報酬費用を計上する際の貸方項目としての払込資本について、その表示科目として、資本金、資本準備金、その他資本剰余金のいずれの区分とするかが論点となる。

分析

5. 払込資本の内訳科目については、従来、会社法によってきたところが大きいものと考えられ、会計の理屈のみでは決めることは難しいように思われる。
6. 従来、株式の発行においては、その払込金額は原則として資本金又は資本準備金に計上されてきており、「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の事前交付型(株式の発行)においては、当初の割当日時点で株式が発行されており、その後の取締役の勤務に応じて、対価と考えられるサービスの提供によって、分割での払込を受けていると考えられる場合には、資本金又は資本準備金として計上することがこれまでの処理に親和的であると考えられる。
7. なお、見積りによる不確実性が存在する間はその他資本剰余金等に計上し、不確実性が存在しなくなった時点で資本金又は資本準備金に振り替える会計処理は、資本金及び資本準備金の会計処理に見積りの影響を含めないという利点があると考えられるが、株式の発行後は譲渡制限が付されているものの取締役は株主としての権利を得ており、それに対する払込を資本金又は資本準備金としないことは、株主や債権者の判断を誤らせる可能性もあると考えられる。

事務局の提案

8. 当面、事前交付型(株式の発行)における報酬費用を計上する際の貸方項目としての払込資本の表示科目は資本金又は資本準備金とし、取り崩す場合の表示科目はその他資本剰余金とすることで検討を進める。

ディスカッション・ポイント

事前交付型(株式の発行)の事務局の提案について、ご意見を伺いたい。

III. 事後交付型(株式の発行)に関する論点

(報酬費用を計上する際の貸方項目)

前回の事務局提案

9. これまでの実務対応専門委員会、企業会計基準委員会において、事後交付型の報酬費用を計上する際の貸方項目として以下の提案を行っている。
 - (1) 報酬費用を計上する際の貸方項目として、ストック・オプションと同様の性格を有することから、純資産の部の株主資本以外の項目として計上する。
 - (2) サービス提供を受けた後に株式を交付する時点で、純資産の部の株主資本以外の項目を払込資本に振り替える。

第 128 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

10. 純資産の株主資本以外の項目に計上する理由として、新株発行がなされるかについて不確実性がある点、返済義務のある負債ではない点がストック・オプションと同様であると記載されているが、段階的に権利確定する場合に、権利確定してから株式を発行するまでの状態のように、不確実性があるとは言えない場合も想定されるため、株式が発行されていない点を主な理由としてはどうか。

第 434 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

11. 企業会計原則の注解 18 との関係はどのように整理されているのか。要件を満たす場合は引当金として計上することもあり得るのではないか。

聞かれた意見から識別される論点

12. 報酬費用を計上する際の貸方として、純資産の部の株主資本以外の項目とするか、負債(引当金)とするかが論点となる。

分析

13. 企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(以下、「純資産会計基準」という。)においては、資産と負債の差額を「純資産」とし、株主に帰属するものを「株主資本」としている¹。このため、株主資本にも資産や負債

¹ 純資産会計基準第 21 項

(前略)まず、貸借対照表上、資産性又は負債性をもつものを資産の部又は負債の部に記載することとし、それらに該当しないものは資産と負債との差額として「純資産の部」に記載するこ

にも該当しない新株予約権等は、純資産の部の株主資本以外の項目に計上されている。

14. 一方、企業会計原則の注解 18 では、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」とされている。
15. 「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の事後交付型においては、勤務期間中は未だ株式が発行されていないことから、貸方項目は、株主に帰属するものであることを表す株主資本には該当しない。

また、企業会計原則の注解 18 では「将来の特定の費用又は損失」であることが引当金の要件のひとつとされているが、サービスの取得に応じて費用は計上済みであり、将来の株価による変動性はあるものの「将来の特定の費用又は損失」に該当するのかどうかは必ずしも定かではない。

さらに、一般的に負債は返済義務のあるものと考えられているが（注：必ずしもすべての負債に返済義務があるわけではない。）²、事後交付型においては、自社の株式を交付する点で返済義務はない。

16. 前項を踏まえ、未だ株式が発行されていない点、返済義務がない点でストック・オプションにおける新株予約権と同様である点を重視し、純資産の部の株主資本以外の項目に計上することが適切と考えられる。

事務局の提案

17. 事後交付型における報酬費用を計上する際の貸方項目について、前 2 項に記載の理由から、純資産の部の株主資本以外の項目として計上することが考えられるがどう

とした（第 4 項参照）。この結果、報告主体の支払能力などの財政状態をより適切に表示することが可能となるものと考えられる。（中略）

平成 17 年会計基準では、資本と利益の連繫を重視し（第 29 項及び第 30 項参照）、資本については、株主に帰属するものであることを明確にすることとした。（後略）

² 純資産会計基準第 19 項

また、資産は、一般に、過去の取引又は事象の結果として、財務諸表を報告する主体が支配している経済的資源、負債は、一般に、過去の取引又は事象の結果として、報告主体の資産やサービス等の経済的資源を放棄したり引渡したりする義務という特徴をそれぞれ有すると考えられている。このような理解を踏まえて、返済義務のあるものは負債の部に記載するが、非支配株主持分や為替換算調整勘定のように返済義務のないものは負債の部に記載しないこととする取扱いが、連結財務諸表を中心に行われてきた。

か。

(付与日測定)

前回の事務局提案

18. これまでの実務対応専門委員会、企業会計基準委員会において、事後交付型の報酬費用の測定について以下の提案を行っている。

- (1) 報酬費用の測定については、ストック・オプションや事前交付型と同様とする。ただし、公正な評価単価の計算では、付与日の株価に基づく価額を利用し、ストック・オプション及び事前交付型では、「割当日」としているが、事後交付型では、付与日は報酬に関する契約が取締役との間で締結された日とする。

第 128 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

19. 付与日を契約日とする点について、事前交付型との整合性も含めてなぜ、そのようにしたかの理由を明確にする必要がある。

第 434 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

20. 公正な評価単価の計算に利用される「付与日」を契約日とする点について、会社法第 445 条第 1 項に基づき割当日における株価を用いて払込資本の額を算定する実務もあり、いずれを「付与日」とすべきかについて改めて検討していただきたい。

聞かれた意見から識別される論点

21. 事後交付型の報酬費用の測定において、株式の公正な評価単価の算定の基準日をいつにするかが論点となる。

分析

22. スtock・オプションにおける費用の測定については、付与日におけるストック・オプションの公正な評価額で行われているが、これはストック・オプションとサービスが契約成立時点の等価で交換されていると考えられており³、付与日以後のストック・オプションの公正な評価単価の変動はサービスの価値とは直接的な関係を

³ スtock・オプション会計基準第 49 項

本会計基準においては、付与したストック・オプションと、これに応じて提供されたサービスとが対価関係にあることが前提とされており、企業の経済合理性を前提とすれば、当該ストック・オプションとサービスとは、契約成立の時点において、等価で交換されていると考えることができる。(後略)

有しないと考えられているからである⁴。

23. 「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の事前交付型、事後交付型のいずれにおいても、交付する株式とその対価である取締役のサービス提供は等価であると考えられ、その等価性の判断は条件付の契約が締結されたといえる時点で行われている。
24. 事前交付型については、当初に株式を発行し、株式の発行の確定的な時点として「割当日」があるが、事後交付型については、当初にこのような確定的な時点がないことから、前項の考え方にに基づき、条件付の契約が締結されたと言える「契約日」を付与日として、報酬費用の測定を行うことが適切と考えられる。
25. ここで、「契約日」における評価単価を用いて当初見積もられる報酬費用については、その後、株式数についての見積の変更や実績の確定に応じて修正がなされる（結果として費用の全額の戻入が生じることもある。）。この修正は、サービス提供が行われなかったことを意味する訳ではなく、契約時点で見積もったサービスの価値を条件の達成に応じて修正するものであると考えられる。
26. なお、事後交付型について、権利確定後の割当日における株価を用いて払込資本の額を算定するとの意見について、事前交付型と事後交付型では、株式を交付するタイミングが異なるものの、このような取引を行う目的は経済的に類似しており、報酬費用の会計処理は事前交付型と事後交付型で整合させるべきと考えられる。

事務局の提案

27. 事後交付型の報酬費用の測定において、株式の公正な評価単価の算定の基準日として、第 23 項から第 26 項に記載の理由から、条件付の契約が締結されたと言える「契約日」を定義した上で、当該日における株価に基づく価額を用いることが考え

⁴ ストック・オプション会計基準第 50 項

ストック・オプションの公正な評価単価は常に変動しているため、その算定の基準日が問題となる。この点については、論点整理の段階で多くのコメントが寄せられたが、ほぼ一致して、付与日を算定の基準日とする見解が支持された。これは、付与日以後のストック・オプションの公正な評価単価の変動はサービスの価値とは直接的な関係を有しないものとみているためと考えられる。

第 44 項で述べたとおり、ストック・オプションを用いた取引においても、他の対価を用いた取引と同様に等価での交換が前提となっていると考えられる。この等価性の判断において前提となっているストック・オプションの価値は、条件付の契約が締結されたといえる、ストック・オプションの付与日における価値であると考えるのが合理的である。そこで、本会計基準では、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価をもとに算定を行うこととした。

られるかどうか。

ディスカッション・ポイント

第 17 項及び第 27 項に記載の事後交付型の追加の事務局の提案について、ご意見を伺いたい。

以 上